



特定行為研修管理委員会委員長
鶴田恵子先生

特定行為に係る看護師の研修制度 指定研修機関として

学校法人 聖隷学園 聖隷クリストファー大学
特定行為研修管理委員会委員長
鶴田 恵子

1

はじめに

2014年に保健師助産師看護師法が一部改正され「特定行為に係る研修制度」が創設された。本学は2018年に静岡県で最初に指定研修機関に指定された。2016年秋に本学に着任し、本学での取り組みに参画してきたので、経緯・研修施設の活動実績・療養生活支援看護論・組織的アプローチに関する課題認識を通して、修了者の活用についての展望を述べる。

2

経緯

2017年に看護学部長を含む教員5人からなる「特定行為検討会」を設置した。メンバーには、特定行為研修の発端になった2002年に厚生労働省に設置された「新たな看護のあり方に関する検討会」の座長を務められ、訪問看護制度の創始者である川村佐和子教授に加わっていただいた。在宅療養において看護における診療の補助の拡大を目指して準備を行い、共通科目に、「療養生活支援看護論」を配置して、看護としての特定行為を核にした独自のカリキュラムを策定した。ジェネラリストの底上げを目指したプログラムで、2018年8月に学校法人聖隷学園聖隷クリストファー大学は、厚生労働省から看護師特定行為研修指定研修機関に指定され、2019年4月から特定行為研修を開始した。

3

研修機関の活動実績

区分別科目は、初年度の2019年度から「栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連」の一区分を定員5名で開始した。受講生のニーズを考慮して2023年度から定員を5名のみで「在宅・慢性期領域パッケージ」を追加して開講した。5年間で修了生は19名で、就業場所は訪問看護事業所8名(42%)、病院8名(42%)、高齢者施設1名(5%)であった。スペシャリストは4名(21%)、ジェネラリストは15名(79%)である。本学のプログラムは、当初から目指している在宅療養者を支援するジェネラリストの育成に貢献していると思われる。



4

療養生活支援看護論

科目概要は、「特定行為研修を受講するにあたって、療養生活支援の専門職として、隣人愛の倫理性を基に、療養者の生活の質を向上させるための意義を考え、特定行為研修を受ける姿勢および修了後の看護実践に役立てる意義を明確にする。」とした。

到達目標は、「療養生活支援における特定行為の意義や看護管理についての講義から理解し、特定行為を個別療養者の支援において分析・検討し、療養者の生活支援にうまく取り組める技法を習得する。」とした。

授業計画としては、月に1回8コマを対面授業として計画し、引き続きスクーリングを実施して、Eラーニングを補完した。テーマは、「療養生活支援看護における特定行為実践の意義」「主体的学習：特定行為研修における成人学習者としての学び方」「看護集団の看護管理：特定行為実施に係る組織的アプローチ」「医療倫理：医療的ケア提供における倫理」「療養者の全体像：病態の理解と生活支援の統合」「特定行為のニーズ対応と多職種連携」である。講師は特定行為研修の教員が担い、療養生活支援看護における特定行為実践について考える機会を毎月提供してきたといえる。

「特定行為実施に係る組織的アプローチ」を当初より担当し、「特定行為研修修了者導入システムモデルの試案(2019)」を紹介し、自施設での特定行為実施計画を立案することを目標としている。

導入システムモデルは、Gillies(1986)の看護管理過程に沿ったシステムアプローチに基づいている。インプットからプロセスを経てアウトプットに繋がっている。インプットはデータ・人・設備・物品、プロセスはデータ収集・計画立案・組織化・職員配置・指導・統制、アウトプットは、看護サービス・職員研修・研究である。



2022年 聖隷クリストファー大学特定行為研修入講式



看護管理者は、何のために特定行為研修に取り組むのかを明確にしてビジョンを提示する必要がある。ある看護部長は、「適時に適切なフィジカルアセスメントができ、タイムリーなケア提供ができ、なおかつ医師への報告が適切にできる質の高い看護師の育成のために取り組んだ」と語っている。プロセスを丁寧に取り組むことがアウトプットである質の高い看護サービスの提供に繋がっていくことになる。

看護師は、医療法で医療の担い手と明記され、診療の補助への期待が高まっている。特定行為を療養生活支援看護に位置づけて教育している。共通科目は放送大学大学院の単位取得を義務づけている特徴がある。



研修生の受講の様子

5

修了生の活用についての展望

コロナ禍を乗り越えてきた私たち看護師は、使命感で相当な無理を強いられてきたように思う。処遇や勤務環境の改善は急務である。一方で、看護の正念場を迎えているように思う。経済評価の視点では、看護職より人件費の安い介護職の医療への参入は止められない。療養生活支援の専門家である看護師は、医療の担い手としての責務を果たすために、特定行為研修の共通科目は学ぶ必要があると思う。「療養上の世話」は、医師の指示は必要がないのに、看護師が医師の指示に頼るのは、判断に不安があると考えます。私は50年前に看護大学で「内科系等診断学」をテキストに臨床推論を学び必要性を痛感している。ジェネラリスト看護師の判断力を磨くために共通科目を学んで欲しい。患者さんに提供する必要のある特定行為についても勉強し続けて欲しい。

修了生は、看護として特定行為を実施して欲しい。手順書の作成や行為の修練のための組織化が必要である。何より、患者さんやその家族、同僚、多職種に信頼される看護師であって欲しい。

